

## ワークライフバランスの実現

イトーヨーカドーは、育児や介護をしながらも、意欲のある従業員が安心して仕事を続けられる職場づくりに積極的に取り組んでいます。また、従業員の仕事と私生活の調和（ワークライフバランス）の実現は、優秀な人材の確保や従業員の創造性・視点の多様化にもつながり、企業の発展にも結び付くものと考え、取り組みを強化しています。

### 育児・介護支援制度の充実

#### 育児・介護支援制度「リ・チャレンジプラン」

イトーヨーカドーでは従業員が育児・介護をしながらも安心して仕事を続けられるよう、1991年に従業員の育児・介護を支援する「リ・チャレンジプラン」を制定しました。この制度は、男性・女性の区別なく入社1年以上の従業員を対象としており、制度内容は、常に社会情勢や従業員からの要望を踏まえて見直しを行っています。

2014年度の制度利用者は、育児では208人（うちパートタイマー96人）、介護では17人（うちパートタイマー9人）となっています。また、休職中の従業員へは、毎月1回、社内報とともに所属していた職場の近況などを知らせる手紙「リチャレンジメール」を送付するなど、円滑な職場復帰のための支援も行っています。

そのほか、男性の育児参加を促進するために有給の「育児休暇（小学校就学前の子女を有する社員でパートタイマー含む、年間5日）」を導入し、700名を超える社員が取得しています。

また、有給の看護休暇や介護休暇などの制度も整えています。こうした取り組みが評価され、2007年と2011年に「子育てサポート企業」として「くるみん」が認定され、2015年5月には全国でも高い水準の取り組み企業として「プラチナくるみん」が厚生労働大臣から認定されました。

#### リ・チャレンジプラン利用者数（2014年度）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
育児	226(87)	286(97)	208(100)	178 (87)	208 (96)
介護	28(23)	10(7)	23(18)	14(10)	13(9)



「プラチナくるみん」マーク

※（ ）内はパートタイマーの利用者数

## 社員への約束

### リ・チャレンジプラン

休職プラン (育児・介護)	本人の申請により、育児のために子どもが1歳に達する直後の4月15日まで（やむをえない場合は1年間延長可）、または、家族の介護のために最長1年間休職できます。 ※父母がともに育児休業を取得する場合、取得期間は1歳2ヶ月に達する直後の4月15日まで可能。
短時間勤務プラン (育児・介護)	本人の申請により、育児のために子どもが中学生になる年の4月15日まで、勤務時間を最大2時間短縮できます。 介護のためには、2～3年間勤務時間を最大2時間短縮できます。 ※休職プランと併用できます。
午後7時以前の勤務終了プラン (育児)	本人の申請により、育児のために子どもが中学生になる年の4月15日まで、店舗の閉店時間にかかわらず午後7時以前に終了するシフトで勤務できます。
再雇用プラン (育児・介護)	本人の申請により、育児・介護を理由に一度退職した後に、優先的に再雇用を受けることができます。

仕事と私生活の両立のために

### 長時間労働の防止

イトーヨーカドーでは、長時間労働の防止のために、徹底した業務の見直しと意識改革を実施しています。作業改善のためのプロジェクトを設け、店舗の作業の効率化、作業環境の改善（什器・備品の改良や効率的な売場・作業場などの設計など）に取り組むとともに、店舗によって営業時間や取り扱い品目・売場レイアウトが異なるため、パートタイマーを含む店舗で働く全従業員が、「決められた時間内に作業を完了させる」ためにどうするか、安全衛生委員会などの場を効果的に

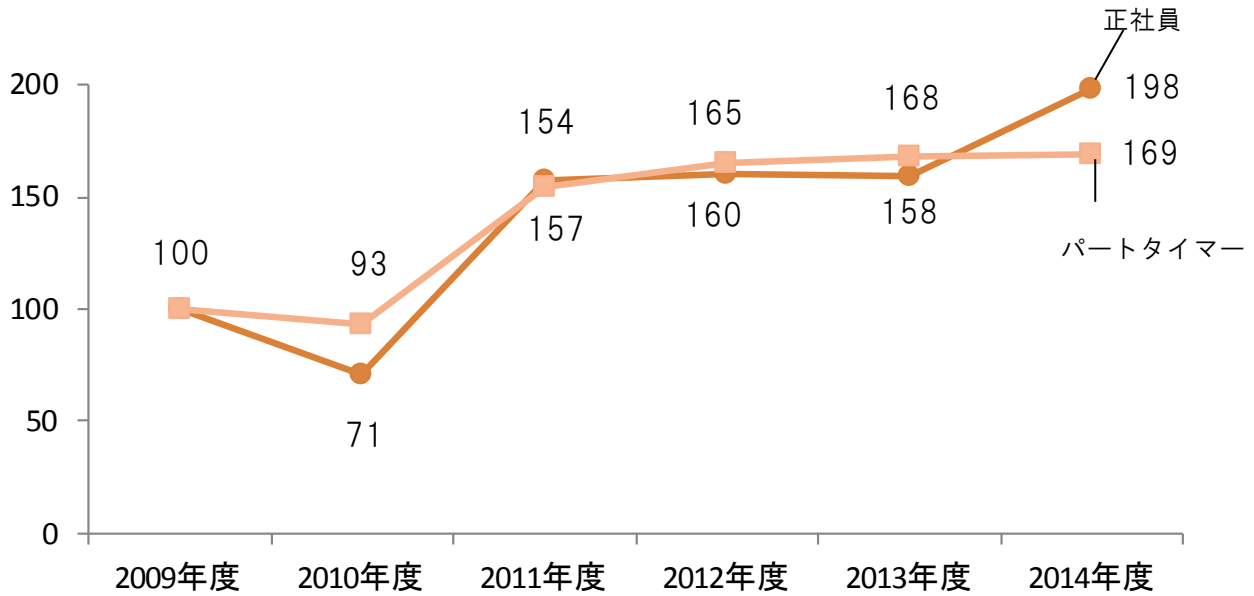
活用して、知恵を出し合い仕事を行っています。

また、意識改革を進めるために、個人・売場・店舗ごとの勤務時間・残業時間などの勤務状況や休日・休暇の取得状況を比較・分析できる就業管理システムを導入しています。

こうした取り組みが残業時間の削減に繋がっており、また、有給休暇についても取得率は増加してきています。

## 社員への約束

### ■ 有給休暇取得の推移（2009年度を100とする）



### ■ 休暇制度の充実

イトーヨーカドーでは、1992年にボランティア活動に従業員が参加することを支援するためにボランティア休暇を導入しました。年間5日間の有給の休暇であり、2011年度からは、パートタイマーも取得できるようにしました。2014年度は、2人がボランティア休暇を取得し、募金活動や手話講習、

ボーイスカウト活動などに参加しました。

また、1998年3月から、個人の自己啓発やリフレッシュのために利用できるように、年2回、休日と有給休暇などを合わせて「最長9日間の連続休暇」を取得できる制度を導入しています。